

博物館登録審査チェックリスト

参考資料 1-2

申請書 受付日	令和 5年10月11日
設置者	(名称) 室戸市
	(住所) 高知県室戸市浮津25番地1
施設	(名称) むろと廃校水族館 (むろと海の学校)
	(所在地) 高知県室戸市室戸岬町533番地2
	(館種) 水族館
	(開館年月日) 平成30年4月26日
過去の第19条 第1項に規定する 登録取消し の有無	○ 無 ・ 有 (年 月 日取消し)

1 設置目的

室戸市の地域資源である海洋生物の飼育や漁業関連資料等を中心とした展示・調査研究及び体験学習を通して、自然環境への意識の高揚を図るとともに、観光客等の誘致及び交流人口の拡大を促進することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

2 申請書添付書類の確認

項目	審査基準に適合していることを証する書類
館則	<input checked="" type="checkbox"/> 館則(目的、開館日、運営組織、その他博物館の運営上必要な事項を定めたもの)
設置 格法人 の	<input checked="" type="checkbox"/> 設置条例(地方公共団体) <input type="checkbox"/> 法人登記事項証明書(地方独立行政法人)
	<input type="checkbox"/> 法人登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 収支計画書(運営状況確認) <input type="checkbox"/> 宣誓書(民事再生手続又は会社更生手続関係)※ <input type="checkbox"/> 担当役員の職務経歴書 <input type="checkbox"/> 宣誓書(反社会的勢力との関係)※
登録 審査 基準 への 適合 性	<input checked="" type="checkbox"/> 運営方針(当該方針の公表方法を示したものを含む) <input checked="" type="checkbox"/> 収集・管理方針 <input checked="" type="checkbox"/> 資料目録 <input checked="" type="checkbox"/> 年報又は事業計画又は実績(展示、学習機会の提供、調査研究の確認) <input checked="" type="checkbox"/> 事業に関する収支計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 職員研修の実施計画又は実績
	<input checked="" type="checkbox"/> 全職員名簿(雇用形態、職務分担入り)※ <input checked="" type="checkbox"/> 職務経歴書(館長及び学芸員) <input checked="" type="checkbox"/> 組織図
施設 設備	<input checked="" type="checkbox"/> 博物館事業に用いる建物及び土地の図面 <input checked="" type="checkbox"/> 建物及び土地の登記事項証明書又は賃貸借契約書等 <input checked="" type="checkbox"/> 防災及び防犯への対応事項 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者や障がい者、妊娠中の人等の多様な来館者に対する対応事項
	<input checked="" type="checkbox"/> 開館(予定)日数が分かるもの

※については、様式を示しているが記載内容を満たしていれば他の様式による提出も可

3 登録要件の確認

審査項目	確認書類	むろと廃校水族館 (むろと海の学校)	適・不適	審査意見
I 設置者の要件				
1 公立博物館の場合 ※指定管理による運営であっても設置者からの申請であること				
(1) 地方公共団体	①室戸市海洋生物飼育展示施設設置及び管理条例(補足)愛称を使う経緯	設置及び管理条例第1条・第3条に規定。	適	
II 博物館の登録審査基準への適合性				
II-1 博物館の体制に関する基準 ※博物館の基本的な役割を実現するための体制が整っているか、公益性のある活動であるかの観点で判断				
(1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること	②-1 収支予算案 ②-2 指定管理事業計画書(R5-9) ②-3 基本方針WEB公表ページ	事業計画書にて基本的運営方針(収集保管・展示、並びに調査研究、教育)を規定。 運営方針をホームページで一般に公開。 事業実施に必要な経費の予算確保。	適 (意見あり)	意見は別紙のとおり
(2) (1)の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること	③資料の収集管理要綱 ③生体について(⑤業務報告書4展示)	資料の収集管理要綱第2条に資料の収集及び管理の方針、第6条に資料の管理方法を規定。 生体は事業計画書に収集・展示を規定。(業務報告書で実績を確認)	適	
(3) (2)の博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理及び活用する体制を整備していること	④標本目録	標本目録にて所蔵標本目録を作成。 生体は業務報告書にて把握。	適	
(4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること	⑤-1 令和4年度業務報告書 ⑤-2 調査研究の実績を示す書類	ウミガメ類・海水魚・淡水魚・無脊椎動物の生体展示。 深海魚等の液浸標本、骨格標本の展示の実施。	適	

審査項目	確認書類	むろと廃校水族館 (むろと海の学校)	適・不適	審査会意見
II 博物館の登録審査基準への適合性				
II-1 博物館の体制に関する基準 ※博物館の基本的な役割を実現するための体制が整っているか、公益性のある活動であるかの観点で判断				
(5) 単独で又は他の博物館若しくは学校、図書館、研究所、公民館、文化に関する諸施設等と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること	⑤-1 令和4年度業務報告書 ⑤-2 調査研究の実績を示す書類	ウミガメ類の調査実施。大学等の研究協力の実施。 日本ウミガメ協議会機関誌に研究報告の掲載、調査研究に関する記事を新聞連載。	適 (意見あり)	意見は別紙のとおり
(6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること	⑤-1 令和4年度業務報告書 ⑤-2 調査研究の実績を示す書類	水族館実習の受け入れ(毎月実施) 小・中学校を対象にウミガメ調査体験を実施(R4 12回実施) 講演・イベント出演を年数回実施。	適	
(7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること	⑥研修及び説明会への参加実績及び計画	文化庁主催研修への参加(1回)・参加計画(2回) 社内研修の実施(4名) 博物館・水族館に関する研修参加(2回)・参加計画(2回)	適	
II-2 博物館の職員に関する基準 ※博物館の規模や扱う資料の性質に応じて適切なものであるかの観点で判断				
(1) 基本的運営方針に基づき博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること	⑦-1 職務経歴書 ⑨職員名簿	当館に常勤・専任勤務。 過去に研究所の所長代理・所長として相当期間勤務(運営・マネージメントを担当)	適	
(2) 法第5条第1項に規定する学芸員が置かれていること	⑦-1、2 職務経歴書 ⑧学芸員証明書	学芸員有資格者7名を有する(常勤6名、兼任1名)	適	
(3) 基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること	⑨職員名簿 (補足)組織図	館長1名、副館長1名 学芸員6名、飼育員2名	適	
II-3 博物館の施設及び設備に関する基準 ※博物館の活動を安定的かつ継続的に進めるかどうかの観点で判断				
(1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に進めることができること	⑩-1 土地切図 ⑩-2 土地契約書 ⑩-3 建物図面	土地は室戸市の所有及び借地(借地は全て賃貸借契約を締結) 展示室(水槽)が整備。	適	
(2) 防災及び防犯のために必要な措置を有していること	⑪-1 防災防犯利用者の安全及び利便性の確保(図面) 自動火災・消火設備・非常照明 ⑪-2 写真(防災防犯)	防火扉、防犯カメラ、消火器、非常口、自動火災報知機や消火設備、非常照明・誘導灯の設置	適	
(3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること	⑪-1 防災防犯利用者の安全及び利便性の確保(図面) ⑪-2 写真(防災防犯) ⑫-1 室戸市津波防災マップ ⑫-2 椎名集落活動センター(マニュアル)	防火扉、防犯カメラ、消火器、非常口、自動火災報知機や消火設備、非常照明・誘導灯の設置 地震発生時の利用者・職員の避難体制の整備(ハザードマップ、避難所運営マニュアル)	適 (意見あり)	意見は別紙のとおり
(4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解することができない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること	⑬-1 多様な利用者に対する配慮・利用者の安全及び利便性の確保(図面) ⑬-2 写真(多様な利用者) ⑬-3 バリアフリーユニバーサル化のための対応実績など	エレベーターやスロープ、ベビールーム、おむつ自動販売機、点字ブロック、手すり、車いす、バリアフリートイレの設置 職員の困難者に対する対応実績	適	
III 開館日数				
(1) 1年を通じて150日以上開館していること	①室戸市海洋生物飼育展示施設設置及び管理条例	年中無休	適	

令和5年度高知県博物館登録審査会審査員意見等

当該設置者及び施設への意見等

II-1 博物館の体制に関する基準

(1) 基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること に関する意見等

- ・ 将来に渡って当該施設が博物館として経営されるよう、必要に応じ、基本協定書に基づき適切に履行されることが望ましい。

II-1 博物館の体制に関する基準

(5) 単独又は他の博物館等と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること に関する意見等

- ・ SNSによる情報発信だけではなく、SNSに指定管理者のホームページへのリンクを貼る、また室戸市のホームページに当該施設のイベントや催し物の報告を掲載する等により、一般の利用者が調査研究や事業報告などの情報を詳しく知ることができるよう努めることが望ましい。
- ・ 室戸市の水族館として、地元の魚類の研究や発表も積極的に行うことが望ましい。
- ・ ウミガメの調査成果は、研究者対象の報告だけではなく室戸市民へも色々な方法で公表し、自然について知り、保護について理解を深めていただくよう努めることが望ましい。これに関連して、施設の性格や調査研究活動をまとめて見ることが出来るホームページを持つことが望ましい。
- ・ 館独自の年報発行を実現されたい。また、デジタルアーカイブとあわせて、館独自の年報や研究成果を電子化し発信されることが望ましい。

II-3 博物館の施設及び設備に関する基準

(3) 利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること に関する意見等

- ・ 利用者及び職員の安全確保の観点からも、避難マニュアルや避難計画を作成すること。
- ・ 廊下の標本等展示物については、固定する等し、利用者の安全に配慮すること。